

はじめに 1

# 障害者の 生涯学習

入門予備知識

「学び」「障害の社会モデル」「合理的配慮」

## 「学び」

は、学校の勉強だけのことを指すのではなく、学校を卒業した後、いろいろなものに出会う経験から得るものも含み、一人ひとりの人間がいきいきと生きるために必要なものです。それが障害者の生涯学習が求められる理由であり、このハンドブックが根底に据えている「学び」に対する考え方です。

受験を経て大学に通ったことのある人の中には、そこでワクワクするような学びに出会ったことがある人もいます。一方で、意欲はあっても知能が理由で受験にまで至らない人たちもたくさんいます。受験制度の上に成り立つ大学の学びは、学校の勉強ができる人は進学し、学びに出会う可能性が広がりますが、一方で勉強が苦手な人はその機会に恵まれない、と言えます。障害者の中には、勉強が苦手なために、ワクワクするような学びに出会う機会に恵まれない人たちがたくさんいるようです。

また、大学に入ったとしても、移動に困難がある障害者は、キャンパスに通うための手段を確保しなければ学びの場にたどり着けません。学ぶためになんらかの支援を必要とする人が、それを受けることができないために、教室に行くことすら断念するということもあるでしょう。

ワクワクするような学びの機会があるのは、もちろん大学だけではなく、社会のさまざまな場面に、たくさんのワクワクする学びをつくっていかうというのが、生涯学習のめざすところです。もちろんそのような学びには障害者も参加できるようにしなければなりません。例えば公民館での学びであれば、公民館に行くための交通手段がない。バリアフリーになっていない。障害者が来るところではないのでは？と感じてしまう。必要な支援を受けることができず、ぜんぜん学びにならない、といったことがないようにしなければなりません。

このハンドブックは、そうした状況を前提として、障害者がいきいきと生きるための学びから排除されない状況を創り出すヒントを、実際の学びの場での工夫や出来事から提示します。

## 「障害の社会モデル」

が世界の常識になってきています。

国連で2006年に障害者権利条約が採択され、日本も2014年にこれを批准しました。障害者権利条約の基本的な考え方が「障害の社会モデル」です。つまり、障害者を排除しない社会をつくっていかう、ということが日本も含めた世界の取り組みになっているのです。

そのベースには二通りの異なる障害の捉え方が関係しています。

ひとつは、障害者は脳を含めた身体どこかがうまく機能しない人たちなのだから、参加できなくても仕方ない。がんばって身体が動くようになってから参加すべきだ、という「障害の個人モデル」と呼ばれる見方です。つまり、障害は障害をもつ個人の悲劇だ！という観点です。

そして、もうひとつが「障害の社会モデル」と呼ばれるもので、障害は社会が障害者を排除するという問題だ！と考えます。つまり、社会の方が変わらなければならないという見方で、このハンドブックもこちらの観点に立っています。

## 「合理的配慮」

は、障害者が参加できるようにするための様々な工夫の

ことを指す言葉です。段差のある場所にスロープを設置する、情報の保障のために文字、手話、点字を使う、パニックになった人が落ち着けるスペースを設けるなど、いろいろなものがあります。

### 不特定多数の障害者への合理的配慮

さまざまな障害者に対して、参加の障壁をなるべく低くしておく必要があります。段差のために公民館の入口にたどり着けないというような事態は、実際に車いすを使う学習者がやって来る前に解消しておきたいですね。

### 一人ひとりの学習者に寄り添う合理的配慮

学びに参加できなくしている障壁は、人によって違います。同じ聴覚障害をもっている人でも、手話通訳で学びがうまくいく人もいれば、手話はわからないので要約筆記が必要という人もいます。それぞれの声を聞かないと、判断できないこともたくさんあるわけです。

知的障害者向け、聴覚障害者向けといったように、障害別に学びの機会をつくるのも、合理的配慮のひとつであることがあります。似たニーズをもっている仲間と一緒に学ぶことで、困ったことも相談しやすいし、関心が共通している可能性もあり、気兼ねなく参加できることもあるからです。

しかし、障害者だけを対象にした学びの機会は障害者だけの閉じたコミュニティで終わってしまうこともあります。社会の一員として障害者がいきいきと生きることに向かう、開かれた学びの場をつくっていかうところです。



